**マイクロソフト プレリリース ソフトウェア ライセンス条項**

**MICROSOFT VISUAL STUDIO TEAM FOUNDATION SERVER 2017**

マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項 (以下、「本ライセンス条項」といいます) は、お客様と Microsoft Corporation (またはお客様の所在地に応じた関連会社。以下、「マイクロソフト」といいます) との契約を構成します。本ライセンス条項は、上記のプレリリース ソフトウェア (以下「本ソフトウェア」といいます) に適用されます。本ライセンス条項は、別途のライセンス条項が付属している場合を除き、本ソフトウェアに関連するマイクロソフトのサービスまたは更新プログラムにも適用されます。

**お客様がこれらのライセンス条項を遵守することを条件として、お客様には以下が許諾されます。**

1. **定義。**
   1. 「サーバー」とは、サーバー ソフトウェアを実行することのできる物理的ハードウェア システムを意味します。ハードウェア パーティションまたはブレードは、別個の物理的ハードウェア システムと見なされます。
   2. 「追加ソフトウェア」とは、次のソフトウェアを意味します。

* Visual Studio Team Foundation ビルド サービス

**2. インストールおよび使用に関する権利。**

1. お客様は、以下のライセンス条項を遵守することを条件として、お客様の施設内にあるサーバーに本ソフトウェアの複製をインストールして使用することができます。また、以下を条件として、ライブ本番環境において本ソフトウェアを使用して、お客様のアプリケーションを設計、開発、およびテストすることができます。
   1. お客様は、お客様のデータのバックアップおよび保護を目的とする適切な予防手段を講じるものとします。
   2. お客様は、マイクロソフトから通知があった場合は直ちにその使用を停止することに同意するものとします。
   3. かかる本番環境には、お客様の従業員および契約業者のみがアクセスできるものとします。
2. **クラウドでの使用。**お客様は、Microsoft Azure Platform サービス上で Visual Studio Team Foundation Server 2017 プレリリース ソフトウェアを実行することができます。
3. お客様は、本追加ソフトウェアの複製を任意の数のデバイスにインストールして使用することができます。お客様は、本追加ソフトウェアを本サーバー ソフトウェアと共にのみ使用することができます。

**3. プレリリース ソフトウェア。**本ソフトウェアはプレリリース版です。正常に動作しない場合や、本ソフトウェアの最終版の動作と異なる動作をする場合があります。発売される最終製品版では、機能が変更されることがあります。また、最終製品版が発売されない場合もあります。マイクロソフトには、本ソフトウェアの保守サービス、テクニカル サポート、または更新プログラムをお客様に提供する義務はありません。

**4. ソフトウェアの使用期限。**

1. **期間。**本ライセンス条項は、お客様が同意した時点で有効になり、(i) 本ソフトウェアの製品版が最初に発売されてから 30 日間が経過するか、(ii) マイクロソフトが本ライセンス条項を解除した日のうちのいずれか早い方の時点で解除されます。マイクロソフトは、その裁量により、本ライセンス条項を延長することができます。
2. **通知。**お客様には、本ソフトウェアを通じて、有効期限日が定期的に通知される場合があります。
3. **データへのアクセス。**本ソフトウェアが動作を停止すると、本ソフトウェアで使用していたデータにアクセスできなくなる場合があります。

**5. 含まれるマイクロソフト製プログラム。**本ライセンス条項に特に規定されている場合を除き、本ライセンス条項は、本ソフトウェアに含まれるすべてのマイクロソフト製プログラムに適用されます。

**6. 第三者のコンポーネント。**本ソフトウェアには、本ソフトウェアに付属している ThirdPartyNotices ファイルに規定されているとおり、別途の法律上の通知が付属し、別途のライセンス条項が適用される、第三者のコンポーネントが含まれている場合があります。かかるコンポーネントに別途のライセンス条項が適用される場合でも、下記の免責事項ならびに損害に関する制限および除外は併せて適用されるものとします。

本ソフトウェアには、ソース コード公開義務のあるオープンソース ライセンスに基づいてライセンスされるコンポーネントも含まれている場合があります。該当する場合、これらのライセンスの複製は、ThirdPartyNotices ファイルに含まれています。お客様は、当該オープンソース ライセンスで求められているとおり、5.00 米ドルの郵便為替または小切手を次の宛先に送付することにより、対応するソース コードをマイクロソフトから取得することができます。Source Code Compliance Team, Microsoft Corporation, 1 Microsoft Way, Redmond, WA 98052。支払の備考欄には、「source code for Visual Studio Team Foundation Server 2017 pre-release」と記載してください。マイクロソフトは、ソース コードの複製を <http://thirdpartysource.microsoft.com> で公開することもあります。

**7. 更新プログラム。**マイクロソフトが本ソフトウェアにバグ修正、セキュリティ修正、またはその他の修正を加える場合、お客様は、本ソフトウェアを更新するために、それらの修正をインストールするよう商業上合理的な範囲で努力することに同意するものとします。

**8. データ。**本ソフトウェアは、お客様およびお客様による本ソフトウェアの使用に関する情報を収集し、その情報をマイクロソフトに送信することがあります。マイクロソフトは、サービスを提供したり、マイクロソフトの製品およびサービスを改善したりするためにこの情報を使用することができます。お客様は、製品付属の文書に説明されているとおり、これらの情報収集の多くを停止することができますが、すべてを停止することはできません。また、本ソフトウェアにある特定の機能を使用すると、お客様およびマイクロソフトがお客様のアプリケーションのユーザーからデータを収集できる場合があります。お客様は、これらの機能を使用する場合、お客様のアプリケーションのユーザーに適切な通知を提供するなど、適用される法令を遵守しなければなりません。また、マイクロソフトのプライバシーに関する声明をお客様のユーザーに提供してください。マイクロソフトのプライバシーに関する声明は、<https://go.microsoft.com/fwlink/?LinkId=528096> をご参照ください。データの収集および使用の詳細については、ヘルプ ドキュメントおよびプライバシーに関する声明をご参照ください。お客様は、本ソフトウェアを使用することにより、こうした取り組みに同意されたものと見なされます。

**9. フィードバック。**お客様は、マイクロソフトに対して本ソフトウェアに関するフィードバックを提供する場合、その方法や目的を問わず、お客様のフィードバックを使用、共有、および商品化する権利を無償でマイクロソフトに譲渡するものとします。お客様は、マイクロソフトがお客様のフィードバックをソフトウェアまたはドキュメントに取り入れたことにより、マイクロソフトが第三者に対してソフトウェアまたはドキュメントのライセンスを供与することが求められるようなライセンスの対象となるフィードバックを提供しないものとします。これらの権利は本ライセンス条項の終了後も効力を維持するものとします。

**10. マイクロソフト プラットフォーム。**本ソフトウェアには、Microsoft Windows、Microsoft Windows Server、Microsoft SQL Server、Microsoft Exchange、Microsoft Office、および Microsoft SharePoint のコンポーネントが含まれている場合があります。これらのコンポーネントには、当該コンポーネントのインストール ディレクトリ、または本ソフトウェアに付属している「Licenses」フォルダーにあるライセンス条項に規定されている、別途のライセンス条項および固有の製品サポート ポリシーが適用されます。

1. **Microsoft SQL Server。**マイクロソフト プラットフォームの条項に加えて、お客様は、本ソフトウェアをサポートする目的でのみ、1 つの物理的または仮想オペレーティング システム環境で、SQL Server 2016 Standard Edition のインスタンスを 1 つのみ実行することができます。この限定用途のために SQL Server CAL を取得する必要はありません。

**11. ライセンスの適用範囲。**本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ライセンス条項は、お客様に本ソフトウェアを使用する限定的な権利を付与します。マイクロソフトはその他の権利をすべて留保します。適用される法令により上記の制限を超える権利が与えられる場合を除き、お客様は本ライセンス条項で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、使用方法を制限するために本ソフトウェアに組み込まれている技術的制限に従わなければなりません。詳細については、<http://www.microsoftvolumelicensing.com> をご参照ください。お客様は、以下を行うことはできません。

* 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。
* 本ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルすること、またはその他の方法で本ソフトウェアのソース コードの解明を試みること。ただし、本ソフトウェアと共に含まれる場合がある一定のオープンソース コンポーネントの使用に適用される第三者のライセンス条項により求められている場合を除きます。
* 本ソフトウェアに含まれるマイクロソフトまたはそのサプライヤーによる通知を削除、最小化、ブロック、または変更すること。
* 法に反するような方法で本ソフトウェアを使用すること。
* 本ソフトウェアを共有、公開、レンタル、もしくはリースすること、または本ソフトウェアを第三者が使用できるようにスタンドアロンのホスト型ソリューションとして提供すること。

**12. 輸出規制。**お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法 (輸出対象国、エンド ユーザーおよびエンド ユーザーによる使用に関する制限を含みます) を遵守しなければなりません。輸出規制の詳細については [www.microsoft.com/japan/exporting](file:///C:\Users\takasaks\AppData\Local\Microsoft\Windows\INetCache\Content.Outlook\HMBNWW3P\www.microsoft.com\exporting) をご参照ください。

**13. サポート サービス。**本ソフトウェアは現状有姿で提供されます。そのため、マイクロソフトはサポート サービスを提供しない場合があります。

**14. 完全合意。**本ライセンス条項およびお客様が使用する追加ソフトウェア、更新プログラム、インターネット ベースのサービス、ならびにサポート サービスに関する条項は、本ソフトウェアおよびサポート サービスについてのお客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意です。

**15. 準拠法。**お客様が本ソフトウェアを米国内で入手された場合、本ライセンス条項の解釈および契約違反への主張は、米国ワシントン州法に準拠するものとします。他の主張については、お客様が所在する地域の法律に準拠します。お客様が本ソフトウェアを米国以外の国で入手された場合、本ライセンス条項は適用される地域法に準拠するものとします。

**16. 消費者の権利、地域による差異。**本ライセンス条項は、一定の法的な権利を規定します。お客様は、地域や国によっては、本ライセンス条項の定めにかかわらず、消費者としての権利など、本ライセンス条項と異なる権利を有する場合があります。また、お客様とマイクロソフトとの関係とは別に、お客様は本ソフトウェアの取得取引の相手方に対して権利を取得できる場合もあります。本ライセンス条項は、お客様の地域または国の法令が権利の変更を許容しない場合、かかる本ライセンス条項以外の権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が以下のいずれかの地域で本ソフトウェアを取得された場合、または当該国の強行法が適用される場合、以下の規定がお客様に適用されます。

* 1. **オーストラリア。**お客様は、オーストラリア消費者法に基づく法定保証を有し、本ライセンス条項は、それらの権利に影響を与えることを意図するものではありません。
  2. **カナダ。**お客様が本ソフトウェアをカナダで入手された場合、自動更新機能をオフにする、お客様のデバイスをインターネットから切断する (ただし、インターネットに再接続すると、本ソフトウェアは更新プログラムの確認およびインストールを再開します)、または本ソフトウェアをアンインストールすることにより、更新プログラムを受け取ることを停止できます。製品付属の文書がある場合は、当該文書にお客様の特定のデバイスまたはソフトウェアの更新をオフにする方法が記載されていることもあります。
  3. **ドイツおよびオーストリア。**
  4. **保証。**適切にライセンスを取得したソフトウェアは、実質的に、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に説明されているとおり動作します。ただし、マイクロソフトは、ライセンスを取得したソフトウェアに関して契約上の保証は一切いたしません。
  5. **責任の制限。**マイクロソフトは、故意による行動、重過失があった場合、および製造物責任法に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは傷害、または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

前項 (ii) に従って、マイクロソフトが重大な契約上の義務、すなわち、本ライセンス条項の正当な履行を支援する義務の遂行、本契約の目的を危うくする義務の不履行、および当事者が常に信頼できる義務の遵守 (「基本義務」といわれます) に違反した場合、マイクロソフトは軽過失に限り責任を負います。その他の軽過失については、マイクロソフトは責任を負いません。

**17. 法的効力。**本ライセンス条項は、一定の法的な権利を規定します。お客様は、地域や国によっては、本ライセンス契約の定めにかかわらず、本ライセンス契約と異なる権利を有する場合があります。本ライセンス条項は、お客様の地域または国の法律がその法律に基づく権利の変更を許容しない場合、それらの権利を変更しないものとします。

**18. あらゆる保証の免責。本ソフトウェアは、現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で提供されます。本ソフトウェアの使用に伴う危険は、お客様の負担とします。マイクロソフトは、明示的な瑕疵担保責任または保証責任を一切負いません。お客様の地域の国内法等によって認められる限り、マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、および侵害の不存在に関する瑕疵担保責任または黙示の保証責任を負いません。**

**19. 救済手段および責任の制限および除外。マイクロソフトおよびそのサプライヤーの責任は、5.00 米ドルを上限とする直接損害に限定されます。その他の損害 (結果的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、および付随的損害を含みますがこれらに限定されません) に関しては、一切責任を負いません。**

この制限は、(a) 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ (コードを含みます) または第三者のプログラムに関連した事項、および (b) 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または不法行為等の請求 (適用される法令により認められている範囲において) に適用されます。

この制限は、マイクロソフトが損害の可能性を認識していたか、または認識し得た場合にも適用されます。また、一部の国では付随的損害および結果的損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

EULA ID: VS2017\_TFS\_Update1\_RC\_JPN